

令和7年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 定例会（第2号）

招集年月日	令7年 2月 26日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年 2月 28日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散 会	令和7年 2月 28日 午前 9時57分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	簀 根 正 一	○
	3	藤 原 み ど り	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○			

会 議 録 署 名 議 員	1 2 番	西 嶋 二 郎	2 番	牛 尾 博 文
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	志 村 幸 恵
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	石 田 圭 司
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	行 田 綾 子	建設課長	三 上 智 央
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	吉 村 猛
	美郷暮らし推進課長	永 妻 孝 司	教育課長	旭 林 修 範
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 7 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程 (第 2 号)

令和 7 年 2 月 2 8 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	議案質疑 【条例案】 議案第 6 号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7 号 美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8 号 美郷町サテライトオフィス条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9 号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 10 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 11 号 美郷町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 12 号 美郷町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 13 号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 14 号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 15 号 美郷町簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について

	【予算案】 議案第 1 6 号 令和 7 年度美郷町一般会計予算 議案第 1 7 号 令和 7 年度君谷診療所特別会計予算 議案第 1 8 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計予算 議案第 1 9 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算 議案第 2 0 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算 議案第 2 1 号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算 議案第 2 2 号 令和 7 年度美郷町下水道事業会計予算 【一般事件案】 議案第 2 3 号 辺地に係る総合整備計画の策定について 議案第 2 4 号 辺地に係る総合整備計画の策定について 議案第 2 5 号 辺地に係る総合整備計画の策定について 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第 2 8 号 財産の取得について 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 議案第 3 0 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
3	議案の委員会付託

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を行います。

これより、議案第6号から議案第15号までの条例案について、順次、質疑を行います。

初めに、議案第6号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●牛尾議員

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

布施線と明塚線、6年度の見込みも含めてなんですけれども、利用数ですね。見込みを教えてください。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただいまの牛尾議員のご質問にお答えいたします。布施線につきましてですが、利用実績ということでございますけれども、この令和元年から5年度につきまして、年間での運行日数が約10日、1日の1便当たりの利用人数が1人というような運行の状況になっておりまして、今年度6年度につきましては、現在まで利用がないという状況でございます。明塚線につきましてですけれども、平成30年の導入当初から、地域内に居住する方も人数が少ないということもありまして、実はこの明塚線ですけれども、令和2年度からですね、先行してちょっとデマンドからタクシー利用への実証実験を先にさせていただいておりまして、その際にも、タクシーの利用のほうが利便性が高いということが判明しましたので、こちらの明塚エリアにつきましてはちょっと先にですね、タクシー利用の対象エリアのほうにも、ちょっと移行させていただいておりましたので、このたび、ちょっと条例の改正に合わせての整理をさせていただきたいということでございます。

●原議長

よろしいですか。

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

12番・西嶋議員。

●西嶋議員

ネオをいう名前になっておりますが、これどういう意味、意味というか、なんかちょっと意味けたことを、教えてください。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

今回の「みさと。ネオ」のネーミングですけれども、意味合いとしますと、新しいということであったり、復活といったような意味合いになるかと思えます。古いものを新しく復活させてということもありますし、新たな事業者様に入っていただいていたかということで、このたびの施設も、ネストとはちょっと違う形でシャワー室ですとか、そういったものも設けておりますので、新しいスタイルの事業者様に入っていただきたいというところでのネーミングとさせていただきます。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 12 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 12 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 13 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 14 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 14 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 15 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 15 号の質疑を終わります。

以上で、条例案についての質疑を終わります。

次に、議案第 16 号から議案第 22 号までの予算案に入ります。質疑をされる方は、ページ数を示してからお願いをいたします。

初めに、議案第 16 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 16 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 17 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 18 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 18 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 19 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 19 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 20 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 20 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 21 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので議案第 21 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 22 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 22 号の質疑を終わります。
以上で、予算案について質疑を終わります。
次に、議案第 23 号から議案第 30 号までの一般事件案に入ります。
初めに、議案第 23 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 23 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 24 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

2 番、牛尾議員。

●牛尾議員

これも確認をさせていただきます。除雪機械、除雪車ですね。これについては、年によって雪の程度は当然違うんで、必要の度合いというのは年によって違って来るんだろうと思います。全体計画でこれくらいの台数が基本的にあるという、もう全体枠があって、それで、その年度更新をかけていくというのが基本的な考え方じゃないかなと

思っています。今回のこの部分については、追加という考え方でいいのでしょうか。これ、どういう考え方でしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

除雪に関しまして、建設課のほうから説明いたします。この度ここに上げさせてもらってます村之郷の辺地で購入させていただこうと思っている機械なんですけど、ただいま大和地区では、町の機械が3台動いております。主に比之宮地区を動いてる機械と、上野、都賀行・潮地区を動いている機械、本郷地区を動いている機械が、町の機械で動いております。そのうちの実は本郷を動いてる機械が、ちょっと大分年数経っております、町の予定としましては、リースをどんどんどんどん減らしていこうかなと最初は思っていたんですが、ちょっと、昨年、今年と、その機械がですね、オイルですとか、オイル漏れですとか、ブレーキが効かなくなったですとか、そういう現象が起こってきまして、注意をしながら何とか使っている状態でして、そちらの方を更新を考えております。そうした場合に、今、そこに新しいのを入れますと、都賀本郷地区というのは、比較的大和地区で言いましても、雪が少ないです。大和地区では少ない地区になりますので、稼働が少なくなりまして、村之郷、比之宮地区は大変雪が多いところですので、その機械を本郷に持ってきて、新しい機械を村之郷に入れるというような予定をしております。以上です。

●原議長

よろしいですか。

他にはございませんか。

●原議長

12番・西嶋議員。

●西嶋議員

今のことについてですが、村之郷に機械は置かれるわけですか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

お答えします。今、村之郷の方に機械を置く車庫等はありません。今大和地区の機械は、都賀西のグラウンドの近くに元々倉庫か何かだったところなんですけど、そこへと4台入れております。そこへ、置きまして、普段の車庫としては、そこに置かせていただきます。今、比之宮地区の除雪業者が、都賀西の業者がしておりますので、都賀西から行谷線を除雪しながら上がって行って、比之宮地区を除雪するという作業をしておりますので、置く場所は、今は都賀西の業者さんの車庫といいますか、除雪業者の土地のところへ置いてすぐに出られるような状態にしております。シーズンオフになると、その都賀西の機械の車庫へ納めるという形になります。以上です。

●原議長

12番、西嶋議員。

●西嶋議員

今と同じ形態をとられるということですね。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

今と同じ形態になります。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 24 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 25 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 25 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 26 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 26 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 27 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 27 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 28 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

2 番、牛尾議員。

●牛尾議員

これ 1 回ご説明いただいたかもしれませんが、重なってになるかもしれません。その辺はお許しいただきたいと思いますが、これは、数、数ですね、数とか仕様というようなものが、何かあるんですかね。数は、例えばコースが 9 コースが一般的かと思うんですが、だから、9 なんだということなのか。予備を含めて 10 なのかとか、その辺がもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。仕様というお尋ねでございます。議員ご説明いただきましたように、カヌースプリント競技1レースあたり9レーン設置をしてございます。ですので、今回購入いたします自動発艇装置につきましても、9レーン分用意をしておるところでございます。その他、特に特別な仕様といったところでは、あくまでも、カヌースプリント競技に特化した自動発艇装置になっておりますので、それぞれカヌースプリント競技に用いますカヌーの艇、レーシング艇で、その先端が必ず自動発艇装置に収まるような仕様になっております。なお、このカヌーレーシング艇につきましては、世界基準、日本基準という統一の基準の中で、設計また施工されていますので、その基準に基づきまして、自動発艇装置のスターティングブロックと申しますか、陸上競技で申しますと、その先端部分の取扱いが統一規格の中で用意がされてあるところでございます。また、あわせて、この自動発艇装置でございますが、一斉にスターティングブロックを、水面に、どういたしますか、下降さすと言いますか、潜り込ませる仕様になってございますので、そういった、このカヌースプリント競技のスタートにあたって、平等と言いますか、公平性というところで、その仕様の担保をお願いをしておるところでございます。以上となります。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

この自動発艇装置、これカヌー協会の方にお聞きしましたら、必ず必要なものだということなんですが、江の川の場合は、仮に常設には出来ないというふうなことを聞いたんです。それで、いわゆる格納とかですね、そういったことが必要になってくると思うんですが、そういった設備は十分なんでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。現在予定をしておりますのは、まず、8月1日から開催をされますインターハイ、カヌースプリント競技で用いさせていただくこととしております。なお、議員お尋ねのその際、例えば保管ですとか、そういったところをどのように考えているのかといったお尋ねかと思えます。その点で申し上げますと、現在、邑智中学校カヌー部、そして島根中央高校カヌー部さんのカヌーの艇庫がございまして、一旦そのカヌーの艇庫の一部、そのスペースを用いまして、普段用いない際の保管場所という形で現在考えておるところでございます。以上となります。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

先ほどもありました8月1日から5日にかけて行われるインターハイですが、納入工期が7月の25日という説明があったと思うんですが、この間、余り日がないんで、余裕としては、納期というのは、余裕があると思うんですが、今の準備してみたり試験してみたりするのに、あんまり余裕な時間はないのかなと思って見たり、ちょっと心配するんですが、その点はいかがでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。今回初めて本町といたしまして、カヌースプリント競技に用います自動発艇装置を、財産の取得として議案として上程をさせていただいております。自動発艇装置の設置及び撤収につきましては、当分の間、本社ポラリタス社さんの方から、エンジニアさんにおいでをいただいて、その設置と撤去にかかるご指導をいただくこととしております。当然、今回、取得の相手方でございます合同会社スプリントさんのほうにも、国内事業所としてご指導いただくこととしておるんですが、そういった設置等に係る指導助言といったこともありますので、8月1日からインターハイのカヌーのスプリント競技の開会式を予定しておりますので、その前日等含めてですね、公開練習の日時等も設けることとなりますが、そこに向けて万端、自動発艇装置の試験等もいたしながら設置をさせていただき、インターハイの開会を迎えたいということで、今、スケジュールを組んでおるところでございます。そういった中で、7月25日の納入期限というのは余りに期間が間近過ぎるのではないかというご心配のご意見かと思えます。そういった大会日程、また、常設出来ないという江の川の特異性といいますか、そういったところを鑑みまして、業者と調整をさせていただいたところでございます。以上となります。

●原議長

よろしいですか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

だけえ、出水期が多分災害なんかもちよっと収まった頃だと思うんですが、絶対に間に合うということで安心しとってよろしいですね。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

間に合うように契約を締結をさせていただきたいというふうに、議決をいただきました後に本契約を締結をさせていただければというふうに考えております。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 28 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 29 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 29 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 30 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第 30 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第 3、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

先ほど、質疑を終えた議案第 6 号から議案第 30 号までの 25 件の議案につきましては、
予めお手元に配付しております議案付託表のとおり、各委員会へ付託したいと思いき
ますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託することに決定をいたしました。
それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほど、よろしくお願いをいたしま
す。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は 3 月 10 日月曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 前 9 時 5 7 分)